

○美咲町介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

平成25年6月1日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の3第2項の規定による届出は、省令第140条の40第1項に掲げる事項について介護保険法第115条の3第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、省令第140条の40第2項の規定に基づき、介護保険法第115条の3第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の3第4項の規定による区分の変更の届出は、省令第140条の40第3項の規定に基づき、介護保険法第115条の3第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 町長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国又は都道府県に対して、情報を提供することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な諸様式及び事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。